

日本柔道整復接骨医学会定款

第1章 総則

- 第1条 本会は、日本柔道整復接骨医学会（The Japanese Society of Judo Therapy）という。
（事務所）
- 第2条 本会は、事務所を東京都台東区入谷2-27-1 石井ビル301 に置く。
（支部）
- 第3条 本会は、理事会の議決を経て必要な地区に支部を置くことができる。

第2章 目的及び事業

- （目的）
- 第4条 本会は、柔道整復・接骨医学に関する学理及びその応用に関する研究発表及び連絡、知識の交換並びに情報の提供等を行い、柔道整復・接骨医学に関する進歩普及を図り、もって学術の発展に寄与することを目的とする。
- （事業）
- 第5条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。
- (1) 研究発表会及び学術講演会等の開催
 - (2) 学会誌、学術図書及び資料の刊行
 - (3) 調査研究の実施
 - (4) 国内及び国外の関連学会との連携並びに協力
 - (5) 研究の奨励及び研究業績の表彰
 - (6) 会員の生涯学習に関する事業
 - (7) 認定柔道整復師の認定に関する事業
 - (8) その他、目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

- （種別）
- 第6条 本会の会員は、次の各号に掲げるとおりとする。
- (1) 正会員 柔道整復師又は臨床若しくは基礎を問わず柔道整復・接骨医学に学問的関心を持つ個人又は法人
 - (2) 学生会員 柔道整復専門学校及び大学に学籍を有し、柔道整復・接骨医学に関連する課程を修めている者
 - (3) 賛助会員 本会の目的に賛同し、その事業を援助する個人又は法人
 - (4) 名誉会員 本会に特に功労のあった者で、理事会及び評議員会の議決をもって推薦された者
- （入会）
- 第7条 本会に入会しようとする者は、別に定める入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、名誉会員は入会の手続きを要せず、本人の承諾をもって会員となるものとする。
- （入会金及び会費）
- 第8条 会員は、別に定める入会金及び年会費を納めなければならない。
- 2 入会金及び年会費の改定は、理事会及び評議員会の議決を経て、総会の承認を受けなければならない。
 - 3 第1項の規定にかかわらず、名誉会員は入会金及び年会費を納めることを要しない。

4 既納の入会金及び年会費は、いかなる事由があっても返還しない。

(資格喪失)

第9条 会員は、次の各号に掲げる事由により、その資格を喪失する。

- (1) 本会を退会したとき
- (2) 死亡したとき、若しくは失踪宣言を受けたとき、又は法人である会員が解散したとき
- (3) 本会を除名されたとき

(退会)

第10条 会員が、本会を退会しようとするときは、理由を付した退会届を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

- 2 本会の年会費を1年以上滞納したとき。

(除名)

第11条 会員が、次の各号の一に該当するときは、理事会及び評議員会の議決を経て、会長がこれを除名することができる。ただし、議決に当たっては、該当する者に対し弁明の機会を与えるものとする。

- (1) 本会の名誉を傷つけ、又は本会の目的に違反する行為があったとき
- (2) 本会の会員としての義務に違反したとき

第4章 役員・評議員・名誉会長・顧問・相談役及び職員

(役員)

第12条 本会に、次の各号の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理事 7名以上15名以内
- (4) 監事 2名

(役員を選任)

第13条 理事及び監事は、別に定めるところにより評議員の中から選挙し、総会で決定する。

- 2 会長及び副会長は、理事の互選により決定するか、又は理事会の議決を経て、正会員の中から選任することができる。
- 3 理事及び監事はこれを兼ねることができない。
- 4 会長は、若干名の会長推薦理事を選任することができる。ただし、理事会、評議員会及び総会において承認を受けなければならない。

(役員職務)

第14条 会長は、本会の業務を総理し、本会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき、あらかじめ会長が指名した順序でその職務を代理し、又はその職務を行う。
- 3 理事は、理事会を組織して、この定款に別に定めるもののほか、本会の総会の権限に属せしめられた事項以外の事項を議決し、執行する。
- 4 監事は、本会の業務及び財産に関し、次の各号に掲げる業務を行う。
 - (1) 本会の財産状況を監査すること
 - (2) 理事の業務執行状況を監査すること
 - (3) 財産の状況又は業務執行について発見した不正の事実を、理事会及び総会に報告すること
 - (4) 前号の報告をするために必要があるときは理事会及び総会の招集を会長に請求すること

(役員任期)

第15条 本会の役員任期は2年とし、再選を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

4 役員の任期は、選挙のあった年の会計年度の開始時期から起算する。

(役員解任)

第16条 役員が、次の各号の一に該当するときは、理事会及び評議員会の各々の4分の3以上の議決により、会長はこれを解任することができる。ただし、議決以前に第2号に該当する者に対して弁明の機会を与えるものとする。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき

(2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき

(役員報酬等)

第17条 役員は、無給とする。

2 役員には、理事会の議決を経て会長が別に定める費用弁償をすることができる。

(評議員)

第18条 本会に、50名以上70名以内の評議員を置く。

2 評議員は、別に定めるところにより、正会員の中から選挙する。

3 評議員は、役員を兼ねることができない。

4 評議員には、第15条及び第16条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは、「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員の職務)

第19条 評議員は、評議員会を組織し、この定款に別に定めるもののほか、理事会の諮問に応じ、会長に対し必要と認める事項について審議し助言する。名誉会員は、この評議員会に出席し、自由に意見を述べることができる。ただし、表決権はないものとする。

(名誉会長・顧問及び相談役)

第20条 本会には、名誉会長（1名）並びに顧問及び相談役（若干名）を置くことができる。

2 名誉会長・顧問及び相談役は、理事会の議決を経て会長が委嘱する

3 名誉会長・顧問及び相談役は、本会の会議に出席し、自由に意見を述べることができる。ただし、表決権はないものとする。

4 名誉会長・顧問及び相談役には第15条の規定を準用する。この場合において、この規定中「役員」とあるのは、「名誉会長・顧問及び相談役」と読み替えるものとする。

(事務局)

第21条 本会に事務を処理するため、事務局を設置し、必要な職員を置く。

2 職員は、理事会の議決を経て会長が任免する。

3 職員は、有給とする。

第5章 会 議

(理事会の招集)

第22条 理事会は、毎年2回会長が招集する。ただし、次の各号に掲げる場合は、臨時理事会を招集しなければならない。

(1) 会長が必要と認めたとき

(2) 理事現在数の3分の1以上から会議を付議すべき事項を示して、臨時理事会の招集を請求されたとき、又は監事から第14条第4項第4号の規定に基づき臨時理事会を請求されたときは、会長はその請求があった日から30日以内に臨時理事会を招集しなければならない

2 理事会の議長は、会長とする。

(理事会の決議事項)

第23条 理事会は、次の各号に掲げる事項を議決する。

(1) 事業計画及び収支予算についての事項

(2) 事業報告及び収支決算についての事項

(3) 財産目録及び貸借対照表並びに正味財産増減計算書についての事項

(4) その他、本会の事業に関する重要事項で理事会において必要と認めた事項

(理事会の定足数等)

第24条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の者が出席しなければ議事を開き議決することができない。ただし、委任状をもって出席と見なす。

2 理事会の議事は、この定款に別に定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(評議員会の招集)

第25条 評議員会は、毎年2回会長が招集する。ただし会長が必要と認めたとき、または評議員現在数の3分の1以上から付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求されたとき会長はその請求あった日から30日以内に臨時評議員会を招集しなければならない。

(評議員会の議長)

第26条 評議員会の議長及び副議長は、評議員の互選により選任する。

2 評議員会の議長及び副議長の任期は、評議員の在任期間とする。ただし、再任を妨げない。

3 議長が欠けたときは、副議長がその職務を代理し、又はその職務を行う。

(評議員会の議決事項)

第27条 評議員会は、次の各号に掲げる事項について議決し、理事会に対し意見を述べることができる。

(1) 事業計画及び収支予算についての事項

(2) 事業報告及び収支決算についての事項

(3) 財産目録及び貸借対照表並びに正味財産増減計算書についての事項

(4) その他、本会の事業に関する重要事項で理事会において必要と認める事項

(評議員会の定足数等)

第28条 評議員会は、評議員現在数の2分の1以上の者が出席しなければその議事を開き、議決することができない。ただし、当該事項につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者及びあらかじめ他の評議員を代理人として委任状を提出した者は出席とみなす。

2 評議員会の議事は、この定款に別に定めがある場合を除き、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の構成)

第29条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の招集)

第30条 通常総会は、毎年1回会長が招集する。

2 臨時総会は、理事会が必要と認めたとき、会長が招集する。

3 前項のほか、評議員会の決議があったとき、又は正会員現在数の5分の1以上から会議に付議すべき事項を示して総会の招集を請求されたときは、会長はその請求のあった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

4 総会の招集は、少なくとも10日以前にその会議に付議すべき事項、日時及び場所を記載して書面をもって会員に通知しなければならない。

(総会の議長)

第31条 通常総会の議長及び副議長は、評議員会の議長及び副議長とし、臨時総会の議長及び副議長は、その都度出席した正会員の互選により選任する。

(総会の議決事項)

第32条 通常総会は、次の各号に掲げる事項を議決する。

(1) 事業計画及び収支予算についての事項

(2) 事業報告及び収支決算についての事項

(3) 財産目録・貸借対照表及び正味財産増減計算書についての事項

(4) その他、本会の業務に関する重要事項で理事会において必要と認める事項

(総会の定足数等)

第33条 総会は、正会員現在数の10分の1の者が出席しなければ、その議事を開き、議決することができない。ただし、当該事項につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者及びあらかじめ他の会員を代理人として表決に対し委任状を提出した者は、出席とみなす。

- 2 総会の議事は、この定款に別に定めがある場合を除き、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員会)

第34条 理事会の議決を経て、委員会を設置する。

- 2 常設の委員会のほか、必要に応じて特別委員会を置くことができる。
- 3 委員会について必要な事項は、別に定める。

(会員への通知)

第35条 理事会、評議員会及び総会の要領並びに議決した事項は、全会員に通知する。

(議事録)

第36条 すべての会議には、議事録を作成し、議長及び当該会議において選任された出席者の代表2名が署名捺印のうえ保存する。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第37条 本会の資産は、次の各号に掲げるとおりする。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 資産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 寄付金
- (6) 前各号に掲げる以外の収入

(資産の種別)

第38条 本会の資産を分けて、基本財産と運用財産の2種とする。

- 2 基本財産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中、基本財産の部に記載された財産
 - (2) 基本財産とすることを指定して寄付された財産
 - (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産
- 3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(資産の管理)

第39条 本会の資産は、会長が管理し、基本財産のうち現金は、理事会の議決を経て定期預金とする等確実な方法により会長が保管する。

(基本財産の処分の制限)

第40条 基本財産は、譲渡、交換及び担保に供すること、又は運用財産に繰り入れてはならない。ただし、本会の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会、評議員会及び総会の議決を経て、その一部に限り処分し、又は担保に供することができる。

(経費の支弁)

第41条 本会の事業遂行に要する経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算並びに暫定措置)

第42条 本会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、会長が編成し、理事会、評議員会及び総会の議決を経なければならない。

- 2 会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じて収入支出することができる。
- 3 前項の収入支出は、新たに成立した収支予算の収入支出とみなす

(事業報告及び収支報告)

第43条 本会の収支決算は、会長が作成し、財産目録、貸借対照表、事業報告書及び会員の異動状況書とともに監事の意見を付け、理事会、評議員会及び総会の承認を受けなければならない。

2 本会の収支決算に剰余金があるときは、理事会及び評議員会の議決並びに総会の承認を受けて、その一部若しくは全部を基本財産に編入し、又は翌年度に繰り越すものとする。

(長期借入金)

第44条 本会が借入れしようとするときは、その会計年度の収入で償還する短期借入金を除き、理事会及び評議員会の議決を経なければならない。

(新たな義務の負担等)

第45条 第40条ただし書き及び前条の規定に該当する場合並びに収支予算で定めるものを除き、本会は新たな義務の負担又は権利の放棄のうち重要なものを行うときは、理事会、評議員会及び総会の議決を経なければならない。

(会計年度)

第46条 本会の会計年度は、毎年10月1日に始まり、翌年9月30日に終わる。

第7章 定款の変更並びに解散

(定款の変更)

第47条 この定款は、理事現在数、評議員現在数及び正会員現在数の各々の4分の3以上の議決を経なければ変更することができない。

(解散)

第48条 本会の解散は、理事現在数、評議員現在数及び正会員現在数の各々の4分の3以上の議決を経なければならない。

(残余資産の処分)

第49条 本会の解散に伴う残余財産は、理事現在数、評議員現在数及び正会員現在数の各々の4分の3以上の議決を経て、この本会の目的と類似の目的を有する公益法人に寄付するものとする。

第8章 補 則

(書類及び帳簿の備付等)

第50条 本会の事務所に次の各号に掲げる帳簿を備えなければならない。ただし、他の法令により、これらに代わる書類及び帳簿を備えたときは、この限りではない。

- (1) 定款
- (2) 会員の名簿
- (3) 役員及びその他の職員の名簿及び履歴書
- (4) 財産目録
- (5) 資産台帳及び負債台帳
- (6) 収入に関する帳簿及び証拠書類
- (7) 理事会、評議員会及び総会の議事に関する書類
- (8) 庶務日誌
- (9) 官公庁往復書類
- (10) その他必要な書類及び帳簿

2 前項第6号の帳簿及び書類は10年以上、同項第7号の書類は永年、同項第8号から第10号までの書類及び帳簿は1年以上保存しなければならない。

(施行細則)

第51条 この定款の施行について必要な施行細則は、理事会の議決を経て、評議員会及び総会で報告する。

附 則

- 1 この定款は、平成4年1月1日から施行する。
- 2 第15条の規定にかかわらず、本会の設立当初の運営委員（理事）の任期は、平成4年12月6日までとする。
- 3 この定款は、平成11年11月28日に改正し平成12年4月1日より施行する。
第2条1項、第8条1項・2項、第14条4項、第15条4項、第40条1項、第42条1項、第43条1項、第46条1項、第47条1項、第48条1項、第49条1項、
- 4 この定款は、平成17年12月4日に改正し平成17年12月4日より施行する。
第12条1項、第13条4項・5項・6項
- 5 この一部を改正する定款は平成18年9月16日から施行する。
第1条、第4条、第5条、第6条、第7条1項・2項、第8条1項・2項・3項・4項、
第9条、第10条、第11条、第12条、第13条・2項・3項・4項、第14条2項・3項・4項、
第15条1項・2項・4項、第16条、第17条、第18条1項・3項・4項、第19条、
第20条3項・4項、第20条1項・2項・3項、第22条1項、第23条、第24条2項、第25条、
第26条1項・2項・3項、第27条、第28条1項・2項、第29条、第30条1項・2項・3項・4
項、第31条、第32条、第33条1項・2項、第34条1項・2項・3項、第35条、第36条、第37条、
第38条2項、第40条、第41条、第42条1項・2項・3項、第43条1項・2項、第44条、第45条、
第47条、第48条、第49条、第50条1項・2項、第51条
- 6 この一部を改正する定款は平成20年10月1日から施行する。
第20条1項・2項・3項・4項